

防整施第7110号
28.3.31

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

建設工事に係る技術業務における品質確保対策の試行について(通知)

標記について、当分の間、別紙のとおり定め、平成28年4月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事に係る技術業務について適用することとしたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、建設工事に係る技術業務における品質確保対策の試行について（防整施第17557号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

建設工事に係る技術業務における品質確保対策

1 趣旨

建設工事に係る技術業務（建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31。以下「事務処理要領」という。）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。以下「技術業務」という。）における品質確保対策として、次に示す事項を行うものとする。

2 適用範囲

防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）において実施する技術業務のうち、予定価格が500万円を超える業務であって競争入札方式又はプロポーザル方式に基づく手続により調達されるものについて適用する。ただし、次項第3号にあっては予定価格にかかわらずプロポーザル方式に基づく手続により調達される業務について適用する。

3 プロポーザル方式における手続開始の公示等

(1) 業務成績

技術提案書の提出者に要求される資格欄に以下を追記する。

○ ○○○○【防衛省発注機関を記載する。】が発注した業務のうち、平成○年度及び平成○年度【当該年度を含まない直近の過去2年間を記載する。】に完了又は引渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上である。

(2) 管理技術者の手持ち業務量

技術提案書の提出者に要求される資格欄に以下を追記する。

○ 配置予定管理技術者の平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）は4億円未満かつ10件未満であること。

ただし、平成○年○月○日【公示日を記載する。】現在の手持ち業務に○○○○【防衛省発注機関を記載する。】発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。
【WTO対象業務の場合、ただし書きは記載しない。】

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万

円以上の業務をいう。

(3) 概算額

業務説明書の技術提案書の作成及び記載上の留意事項欄に以下を追記する。

(○) 業務の目安

本業務の概算額は〇〇万円程度（税込み）を想定している。【公表された積算手法がなく、専ら見積りによらなければならない公募型又は簡易公募型プロポーザル方式による技術業務について、有効数字2桁を目安として概算額を記載する。】

4 競争入札方式における入札公告等

(1) 管理技術者の手持ち業務量

事務処理要領の別紙第2項第2号に規定するⅡ類のア、イ、キ及びクの発注に当たり、競争参加資格に以下を追記する。

○ 配置予定管理技術者の平成〇年〇月〇日【公告日を記載する。】現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）は4億円未満かつ10件未満であること。

ただし、平成〇年〇月〇日【公告日を記載する。】現在の手持ち業務に【例】〇〇発注業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2億円未満かつ5件未満である者とする。【WTO対象業務の場合、ただし書きは記載しない。】

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

(2) 管理技術者に対するヒアリングの実施

事務処理要領の別紙第2項第2号に規定するⅡ類のア、イ、キ及びクのうち、担当課長が契約後にヒアリングを実施する必要があると認める技術業務の発注に当たり、入札公告のその他欄及び特記仕様書の適当な箇所に以下を追記する。

(○) 管理技術者【等】に対するヒアリングの実施

契約締結後、適当な時期（1～2週間後）に管理技術者【、照査技術者若しくは担当技術者又はその全ての者（以下、「当該技術者」という。）】に対し、当該業務に関する進捗、調整及び対応手法並びに基本事項等についてヒアリングを行うものとする。

なお、ヒアリングの結果、当該業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、【設計等技術業務委託契約書第16条、事業監理業務委託契約書第10条】の規定に基づき、管理技術者【当該技術者】の交代を請求する。

※【】内の記載については、必要に応じ加除する。

5 共同体の参加

建設工事に係る技術業務における共同体の取扱いについて（防整施第6927号。28.3.31）に定められたとおり適正に運用する。